

災害時協力井戸を募集します

登録お願いします。



Q 災害時協力井戸とは？

A 災害時の生活用水確保のため無償で水を提供していただける井戸です。

災害時において、水の確保は非常に重要な課題です。市では、大規模な災害等により水道施設が被災し断水した場合、応急給水活動により飲用水の給水体制は確保いたしますが、生活用水（飲用水以外の洗濯、清掃等に使用する水など）については不足すると見込まれます。そこで、生活用水を確保するため、市では井戸水を生活用水として市民に無償で井戸水を提供していただく「災害時協力井戸」の登録を始めています。

Q 災害時協力井戸の登録要件は何ですか？

A 登録要件は次のとおりです。ご不明な点はお問い合わせください。

- ① 大崎市内に所在する井戸であること。
- ② 継続的かつ適正に管理されており、今後も引き続き使用予定であること。
- ③ 生活用水としての使用に不適切な水質でないこと。
- ④ 市から交付される登録標識を当該井戸に表示すること。
- ⑤ 市のウェブサイト等に災害時協力井戸に関する情報を掲載すること、また自主防災組織など防災関係団体に情報提供することに承諾していただけること。

※ご協力いただける範囲での登録をお願いするものであり、市からの管理助成金などはありません。

Q 水質検査をしていないと登録できない？

A 登録できます。

災害時協力井戸の水は、飲み水以外の洗濯、清掃等の生活用水として使用しますので、飲用のための水質検査をしていなくても、登録可能です。

※生活用水としての利用となりますので、市が水質検査を行うことはありません。

Q 電動ポンプ井戸の場合、停電だと水をくみ上げられないけど…？

A 通電後にご協力をお願いします。

電気は水道に比べて比較的早く復旧すると言われていています。東日本大震災時、電気は約10日ほどで市内のほぼ全域で復旧しました。所有している井戸が電動ポンプの場合は、電気が復旧した時点でご協力をお願いいたします。

※裏面へ続く

大崎市

Q 災害時協力井戸登録申込から登録までの流れは？

A 登録申込は随時行っております。以下のような流れになります。

- ① 災害時協力井戸の登録にご協力いただける方は、登録申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の各部署に提出。
- ② 後日、市職員がお宅に出向き、災害時協力井戸登録の要件を満たしているかなど、井戸の状況を確認します。
- ③ 確認の結果、井戸が登録要件を満たしている場合、市から決定通知書と登録標識を申込者に交付します。
- ④ 完了です。
登録標識を井戸に掲示願います。

※場合により、登録時点に標識交付が間に合わない場合もございますので、ご了承ください。

ご利用にあたって

災害時協力井戸を利用する際は、井戸所有者様の御厚意によるものなので、利用する際は所有者の方の気持ちに配慮してご利用願います。



古川地域：市民協働推進部 環境保全課

(TEL: 23-6074, FAX: 23-2427)

E-mail: kankyo@city.osaki.miyagi.jp

松山地域：松山総合支所 地域振興課 (TEL: 55-2111)

三本木地域：三本木総合支所 地域振興課 (TEL: 52-2111)

鹿島台地域：鹿島台総合支所 地域振興課 (TEL: 56-7111)

岩出山地域：岩出山総合支所 地域振興課 (TEL: 72-1211)

鳴子温泉地域：鳴子総合支所 地域振興課 (TEL: 82-2111)

田尻地域：田尻総合支所 地域振興課 (TEL: 39-1111)